

品川区地域福祉計画推進委員会設置要綱

制定 令和6年12月11日 要綱第378号

(設置)

第1条 品川区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するため、品川区地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (3) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (4) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療関係団体の代表者
- (3) 地域関係団体の代表者
- (4) その他区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、福祉部福祉計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年12月11日から適用する。